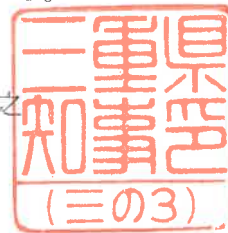


## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 三重県鈴鹿市安塚町1350番地の53  
氏名 有限会社大邦興業  
代表取締役 大谷 泰彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和 5年10月19日  
許可の有効年月日 令和10年10月11日

## 1. 事業の範囲

(積替え・保管を含む。)

取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、木くず、金属くず、  
ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）  
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上5種類

(積替え・保管を除く。)

取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、  
金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を含む。）  
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、  
廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、  
鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、  
ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）

以上14種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

裏面のとおり

## 3. 許可の条件

なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年10月12日	新規許可	平成11年12月27日	変更許可
平成15年10月12日	更新許可	平成20年10月12日	更新許可
平成25年10月12日	更新許可	平成30年 6月19日	変更許可
平成30年10月12日	更新許可	令和 4年 8月12日	変更許可

## 5. 積替え許可の有無

無

市名

—

許可番号

—

## 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

(裏面)

所在地及び面積	廃棄物の種類	保管上限	積み上げることが出来る高さ
鈴鹿市安塚町 字源平塚1350番46 (面積：112.32㎡)	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。） （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上1種類	8m <sup>3</sup>	容器を用いて保管
	木くず （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上1種類	8m <sup>3</sup>	容器を用いて保管
	金属くず （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上1種類	8m <sup>3</sup>	容器を用いて保管
	ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。） （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上1種類	8m <sup>3</sup>	容器を用いて保管
	がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。） （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上1種類	8m <sup>3</sup>	容器を用いて保管